

Q & A(各地域協議会からの質問及び回答)

協議会等		質問内容	回答
行田市		リース補助事業のみの場合、地域協議会事業計画の作成は必要でしょうか？	リース事業・購入補助事業については、県協の事業計画で行いますので、地域協議会の計画作成の必要はありません。
		リース事業において、コンバイン及びトラクターの2台を申請する予定であるが採択される可能性はありますか？	生産拡大に必要な機械について申請の台数等制限は有りません。採択につきましては、申請内容を確認して判断します。
加須市	大豆・麦等生産体制緊急整備事業実務用Q & A問2の(答)2について	～地域の判断により、国からの交付額の一定割合を大豆・麦と組み合わせる生産される土地利用型作物(米、飼料作物～)に係る取組への助成することも可能～とあるが、組み合わせは必須なのか。必ず組み合わせなければ助成対象にならないのか。	大豆・麦と組み合わせる生産される土地利用型作物(米、飼料作物～)に係る取組への助成となっています。このため、大豆・麦の生産拡大を図るために必要な土地利用型作物について、地域の計画書に定めて頂く必要があります。
		飼料米を対象としてブームスプレヤー(防除機)をリース導入したい。※そばを対象としてコンバインをリース導入したい。	地域協議会の計画書に「飼料用米」、「そば」を定めていただく必要があります。その際、県協議会とその作物が大豆・麦の生産拡大に必要な作物ということを事前に協議頂くことが必要です。
		生産者からは事業名に「大豆・麦等～」と明記されているのに、大豆、麦以外の土地利用型作物は、実質、組み合わせなければ、対象外となることに制度が分かりにくいとの意見をいただいている。	生産者には事業内容を御説明いただき、内容を理解していただくようお願いいたします。
春日部農林		大豆で生産拡大をする場合、現況が0でスタートでも良いか。	現況に対しての生産拡大が対象となりますので、新規作付の方も生産面積が増加することになるので対象となります。
		拡大するのは1戸だけでも良いのか(共同利用は5戸以上とあるのでダメだと思いますが、)	リース事業の場合は、1戸での拡大計画になります。購入補助の場合は、それぞれ当該作物を作付けして居ることが必要で、その拡大計画を有することが必要です。
		ほ場条件の改善に向けた取組で、作業労賃助成の場合には地域の標準的な農作業受委託料金を踏まえて単価設定とありますが、県内市町村の単価が分かれば教えてください。	県協議会でそれぞれの地域ごとの標準的な単価等について定めておりません。各地域の標準的な単価を協議会毎に設定してください。

		上記に関連して、施工を自分でした場合にも労賃はもらえるのでしょうか。また、仲間同士だった場合も労賃はもらえるのでしょうか。	平成25年4月1日付けQ&A集のNo. 42を参考にしてください。
		特定高性能農業機械は、下限面積以上の計画であることとありますが、特定高性能農業機械と下限面積を教えてください。	特定高性能農業機械については、「埼玉県特定高性能農業機械導入計画」が平成16年4月1日に策定されています。その計画において下限面積等が設定されていますので確認してください。 PDFファイルを農林振興センターに送信します。